

23 食産第 3142 号

平成 24 年 2 月 6 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国等向けに輸出される食品等に関する輸入規制について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、3 月 28 日より日本から EU へ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation(EU) No 297/2011 に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところです。

このことを受けて、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付け、23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いいたしました。

このような中で、欧州委員会が、12 月 25 日より、制限地域より長野県を解除し、措置期間を延長する規則の改正を行ったことについては、「EU 向けに輸出される食品に関する輸入規制について」（平成 23 年 12 月 22 日付け、24 食産第 2400 号農林水産省食料産業局総務課長他 1 名連名）によりお知らせしたところです。

今般、欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国であるスイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びアイスランド並びにクロアチア及びセルビアにおいても、現行の EU と同じ規則が適用されることが確認されました。今後、EU 加盟国と同様の対応をお願いします。